

第15回 鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会

「川内地域の緊急時対応」 の改定について

令和3年7月15日

内閣府（原子力防災担当）

地域防災計画等の充実に向けた対応

- 原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のため、「地域原子力防災協議会」を設置して、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援。
- 同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（「緊急時対応」）が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認。
- 「川内地域の緊急時対応」については、平成26年9月5日に「川内地域ワーキングチーム（特別会合）」（現在の「川内地域原子力防災協議会」）で取りまとめ・確認が行われ、平成26年9月12日に原子力防災会議において了承。
- その後、平成27年12月、平成29年1月に実施した鹿児島県原子力防災訓練等の教訓事項等を踏まえ、平成30年3月26日に「川内地域原子力防災協議会」において改定。
- 鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会では、「川内地域の緊急時対応」に関し、第5回（平成29年11月15日）に改定項目案とその概要、第6回（平成30年3月29日）に改定内容について、それぞれ議事に取り上げていただいている。

検討経緯

「川内地域ワーキングチーム」 平成25年11月5日～平成26年6月10日（3回開催）

「川内地域原子力防災協議会作業部会」 平成27年3月31日～令和3年2月10日（13回開催）

（構成員）鹿児島県 内閣府（原子力防災担当） 原子力規制庁 経済産業省 等
オブザーバー：薩摩川内市他関係市町 九州電力(株)

【主な改定項目案】

1. 感染症等の流行下における各種防護措置の具体化
2. 甬島列島内における避難先施設の追加
3. 緊急時対応記載データの時点の更新（施設数や人口など）

3 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置



- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（一時滞在場所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や一時滞在場所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や一時滞在場所等を分ける、又は同じ車両や一時滞在場所等内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞

		避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者等	感染者(重症者)			感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➢ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	➢ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	感染者(軽症者等)※2	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➢ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。	➢ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
自宅等で避難準備	避難の実施により健康リスクが高まらない者	バス避難者等のバス集合場所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・バス集合場所等の場所を分ける。 ・集合時間帯を分ける。 ・バス集合場所等の中で別れて集合する。 	避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。 	一時滞在場所等 ➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
	感染者(軽症者等)※2	【SE】避難等開始	➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。 	➢ 避難先施設では、密集を避ける。	
	それ以外の者※3				
一般住民	感染者(軽症者等)※2	【GE】避難等開始	➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクの着用、座席を十分離して着席する。 ・施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の感染者(軽症者等)同士、又は施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民のそれ以外の者同士で、SEの段階で避難する。 	➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
	それ以外の者※3				➢ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の場所を分ける。 ・施設内の別部屋に分かれて集合する。

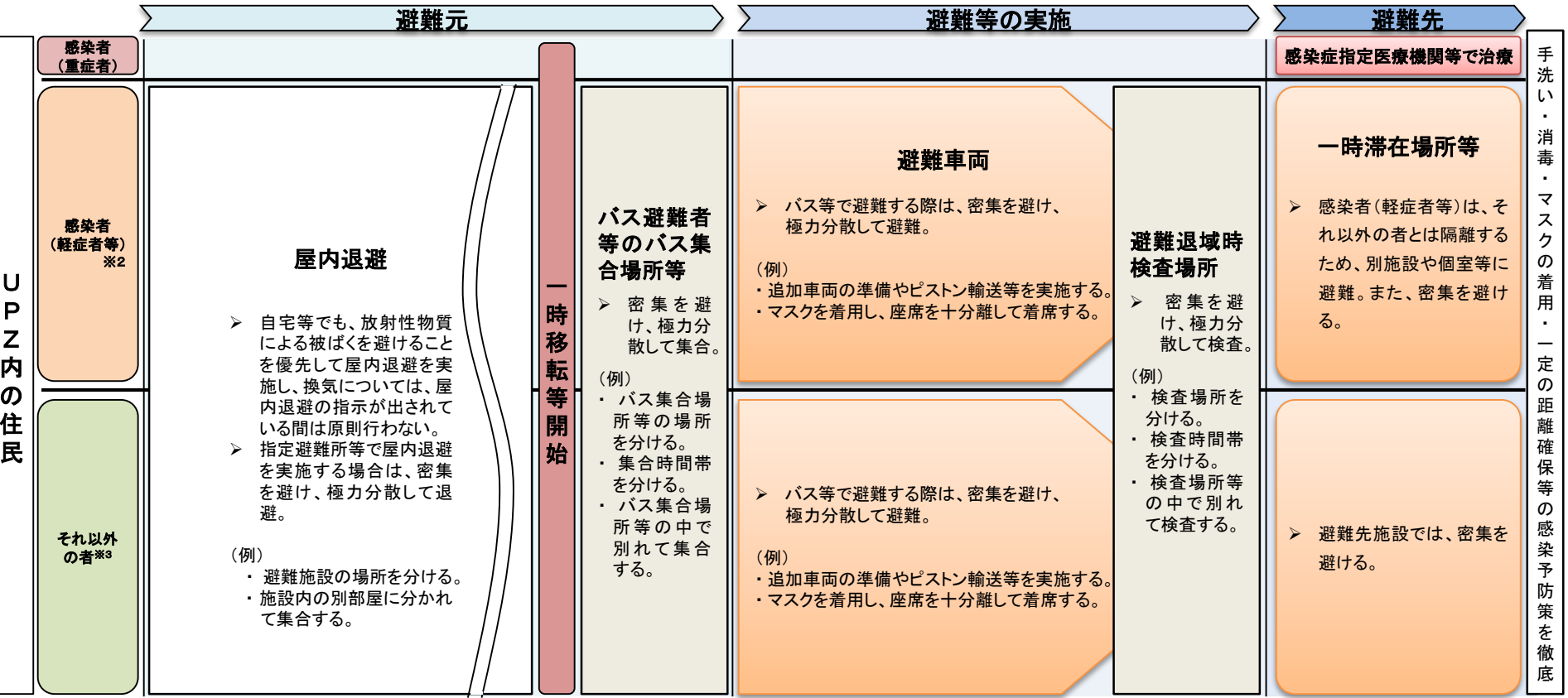
※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、一時滞在場所等)する。

4 感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置



- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（一時滞在場所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、関係町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や一時滞在場所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や一時滞在場所等を分ける、又は同じ車両や一時滞在場所等内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>

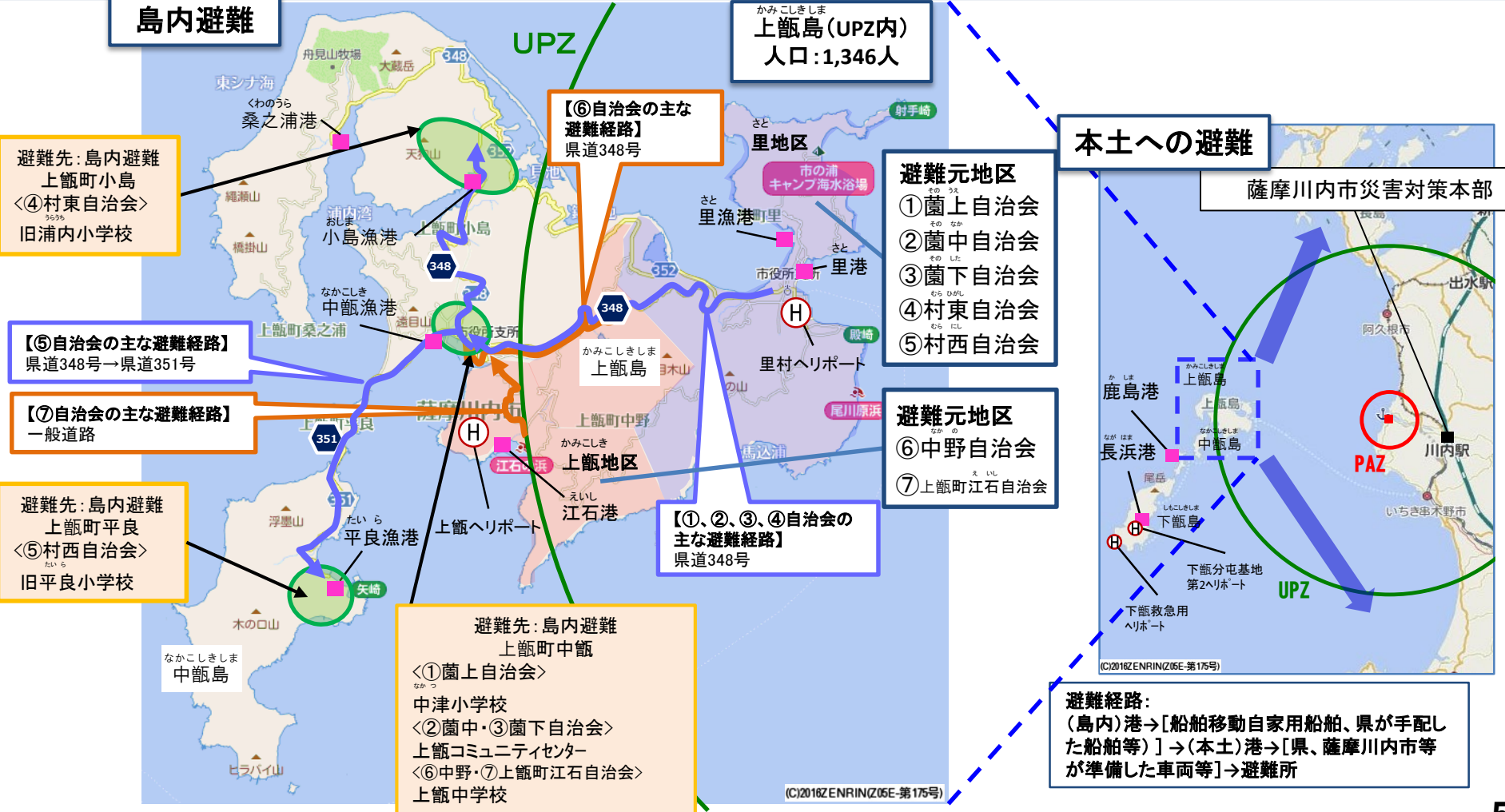


※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、一時滞在場所等)する。

5 UPZ内から避難先施設までの主な経路（離島の防護措置） （薩摩川内市⑤）

甌島大橋が開通したことに伴い、下甌島への代替避難先を追加する方針。

- 上甌島は島内避難を実施。地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 鹿児島県は、PAZ内の避難の実施に合わせ、UPZ外の島内住民に対しても、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
- 万が一、島内避難ができない場合に備え、鹿児島県は本土への避難の検討を行う。避難の際は、自家用の船舶の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。本土の港への移動後は、県、薩摩川内市等が準備した車両等により避難を行う。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

- ◆ 川内地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体を実施する原子力防災訓練で明らかになった教訓事項を抽出し、各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。